

令和3年4月1日

富加町がん患者医療用補正具購入費助成事業について

富加町 福祉保健課

富加町では、がん患者の方の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用補正具（医療用ウィッグ（全頭用）または乳房補正具）の購入費用を助成しています。

対象者

次の1～4いずれにも該当する方が対象となります。（詳しくは主治医にご確認ください。）

1. 補正具を購入した日及び申請時に富加町内に住所を有している方
2. がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療等）を過去に受けた方、又は現在受けている方
3. がんの治療に伴い補正具が必要な方
4. 申請を行う補正具について、他の公的助成を受けていない方

助成の対象となる費用及び助成額

この事業は、令和3年4月1日より施行され、がん患者の医療用補正具の費用を助成の対象とします。

申請書の提出期限は、補正具を購入した日から1年以内となりますのでご注意ください。

助成の対象となる費用	助成額及び上限額
がん患者の医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費	当該購入費用の額とし、2万円を上限とする。
がん患者の補正パッドまたは人工乳房及びこれらを固定する下着の購入費	当該購入費用の額とし、2万円を上限とする。

○助成はお一人につき、医療用ウィッグと乳房補正具それぞれ1回限りです。

○購入の際に要した送料や振込手数料は対象となりません。

○複数の補正具購入金額が助成上限額（2万円）の範囲内であっても、各1台分の購入費のみが対象となります。

※申請方法については、裏面の「助成事業の流れ」をご参照ください。

『がん患者医療用補正具購入費助成事業の流れ』

助成金の支給対象となるのは、がん患者医療用補正具を購入された申請者になります。当事業を利用して助成金の交付を希望される方は、以下のような流れで手続きを行ってください。

【申請窓口】 富加町役場 福祉保健課

助成金の交付対象認定を受けるための申請を行います。

福祉保健課の窓口にて、以下の書類を提出ください。

【必要な書類】

- ・ 富加町がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書兼請求書
- ・ 診療明細書などがんの治療を受けていることが分かる書類
- ・ 補正具の購入費用の金額が確認できる領収書（宛名、購入日、購入金額、金額内訳、領収書発行者の記載があるもの）
- ・ 申請者の振込先指定口座の名義人、口座種別、口座番号及び支店名が分かる預金通帳の写し



富加町より、富加町がん患者医療用補正具購入費助成金交付（不交付）決定通知書が届きます。

決定の内容が「交付」となった場合は、交付決定額が指定された口座に振込まれます。

【お問い合わせ先】

富加町役場 福祉保健課

TEL：0574-54-2117（直通）

